

府政情報発信活動事業業務委託仕様書

1 委託業務名

府政情報発信活動事業業務

2 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

3 委託目的

本業務は、京都府広報監「まゆまろ」を活用し、府政情報を広く発信することを目的とする。

4 業務内容

委託業務の内容は次のとおりとする。

(1) 「まゆまろ」の着ぐるみを活用した広報活動

- ・京都府が別途指定する府政のPRに資すると判断される行事 年間140日程度
- ・アクティブな動きにより、親しみをもってもらえるよう工夫すること。
- ・京都府が指定しない事業でキャラクター活動をメインとするイベント等への参加にあたっては、出演料（出演、旅費等）は、本委託事業の範囲外とし、出演にあたっては、府と協議を行うものとする。

(2) オフィシャルWEBサイト及びSNSの運用

- ・「オフィシャルWEBサイト」の運用を行い「まゆまろ」の活動を通して府政情報を広報する。
- ・既存のSNS「Facebook」「Twitter」「LINE」アカウントを管理し、「まゆまろ」の活動を通して府政情報を広報する。その際の情報収集、注目が集まるような素材の作成などを行うとともに、配信計画について京都府と協議を行うものとする。
- ・既存の「YouTube」アカウントにおいて、動画コンテンツを作成・配信するとともに、既存のWEBサイト及びSNSと連携した広報などを行う。その際の情報収集、注目が集まるような素材の作成などを行う。なお、配信数は、36本程度とし、必要に応じて広告掲載も行うこと。
- ・WEBメディアの使用にあたっては、パスワードや発信内容の適切な管理を行うとともに、運営上、発生した事象についての責任を負うものとする。

(3) 緊急時等における「まゆまろ」の活用

- ・自然災害や感染症拡大等の緊急時等において注意喚起等、府民の安心安全に向けた広報をする。
- ・上記（1）（2）以外の方法で実施する場合は、京都府と協議の上、行うものとする。

(4) 活動拠点及び体制

活動拠点は受託者の事業所とし必要な体制を整備すること。

(5) 独創的な活動

受託者が受託者の有する専門的な技能を用いて、「まゆまろ」の活動に独創性を付与する場合は、本業務の費用範囲内において京都府と協議の上、行うものとする。

5 貸与物品

- ・本業務に使用する「まゆまろ」の着ぐるみ一式は、京都府から貸与する。
- ・受託者において適切な管理・メンテナンスを行い良好な状態に保つこと。
- ・貸与物品が破損又は汚損した場合、軽微なものについては受託者において現状に復旧すること。
- ・大きな補修を要する場合については双方で協議すること。
- ・貸与物品・・・「まゆまろ」着ぐるみ一式
(着ぐるみ本体1体、衣裳1枚、バッテリー等付属物品一式)
- ・WEBサイト等の管理アカウント権限

6 業務計画

受託者は、事前に次の事項を記載した事業計画書を提出するものとする。

- (1) 実施事業の概要
- (2) 委託事業の予定期間及び終了予定期日
- (3) 予定される事業費及び人件費

7 実績報告書

受託者は、本事業が完了したときは、遅滞なく次の事項を記載した業務完了報告書を京都府に提出しなければならない。

- (1) 実施事業の結果概要
- (2) 本事業に要した経費の内訳

8 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に行うものとする。
- (2) 受託者は、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議し、原則として委託者の指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、本事業は、京都府との委託に基づく公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- (5) 本事業について、事業の終了後も含めて、今後、京都府監査委員の検査対象となる場合があるので、受託者は検査には協力すること。

9 業務上の留意事項

受託者が上記各条件に違反した場合は、契約書第9条の規定に基づき京都府が委託業務の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させた上で契約書第11条の規定に基づき違約金を求める場合がある。